

青少年活動センター育成団体登録の令和4年度登録についてご案内

京都市青少年活動センターの育成団体登録は「年度毎」となっています。施設利用に関して、優先的に利用していただくためには、登録を更新していただく必要があります。育成団体として利用継続を希望される団体は、以下の事項を確認の上、所定の期日までに余裕をもって手続きをしていただきますようお願い致します。

□更新手続きについて

更新前でも、4月以降の利用予約をしていただくことは可能です。4月1日からの予約手続きについては新年度登録が必要になります。

4月1日に行われる利用調整会へ出席の場合、3月18日(金)までに更新手続きをしてください。

□育成団体への登録について

育成団体登録とは、青少年の活動や成長を支える活動を行う団体へ、優先して青少年活動センターを利用いただくための登録です。ここでいう「青少年」とは、概ね小学生以上30歳以下を指します。

また、以下の条件をすべて満たすグループを登録可能団体とします。

- (1)代表者を有していること
- (2)青少年育成を目的とした規約や年度単位の活動報告、活動計画があること
- (3)公益性をもつ非営利活動であり、市民に開かれた団体であること
- (4)青少年活動センター条例、施行細則等に則った団体であること。

また、登録団体は年度末の報告会で育成活動を報告することが原則となります。

上記の基準に合わなくなったと判断される団体や「登録内容と団体の実態が違う」「他の利用者・団体に迷惑が掛かる」「安全管理などに差し障りがある」などの場合、登録更新をお断りする場合があります。

(その場合、各施設を利用いただく際は「一般利用団体」扱いとなり、一般料金でのご利用となります。)

利用の便宜を受けられるのは、青少年育成に関わる活動に際してのみの利用に限られます。

□登録に必要な書類について

- 青少年育成団体登録用紙
 - ・3月1日(火)より各青少年活動センター窓口にて配布します
 - ・ユースサービス協会ホームページ(下記参照)からもダウンロードできます(3月1日(火)～)。
- これまでの活動内容のわかる資料(前年度活動報告)
- 新年度活動計画
- 会則など会の運営ルールが分かる資料(変更のある団体のみ)

□各青少年活動センター(市内7カ所)の利用の際に有効です

- ・登録により、利用調整会に参加できます。また、やむをえず利用調整会に参加できない場合も3ヶ月先の末日までの利用予約が可能になります。
- ・登録いただいていない団体・グループは、ご利用いただけない場合があります。
- ・施設内容の詳細や詳しい利用ルール、申し込み方法は各施設にお尋ねください。
- ・利用(申込み)の際、登録ナンバーが必要になりますので、カードを持参いただくか、カードナンバーを覚えておいてください。

□主要な登録内容に変更があった場合は、京都市ユースサービス協会事務局までご連絡ください

特に連絡先・資料送付先を変更された場合は、必ずご連絡ください。

各青少年活動施設の施設・機能を十分活用いただきますとともに、青少年の自主的な活動や青少年を支援する営み＝ユースサービスが活発に行われるよう、今後とも皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。